
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成17年2月3日(木)13:30~15:30

2 場 所

杉妻会館 4階 「牡丹」

3 出席委員

木田都城子 委員

國井常夫 委員

車田次夫 委員

國分俊江 委員

佐川綾子 委員

佐藤勝三 委員

白石昌子 委員

鈴木浩 委員

田子正太郎 委員(代理出席:瓜生秀雄 福島県商工会連合会副会長)

橋政道 委員(代理出席:佐藤晴雄 福島民報社編集局長)

永田リセ 委員

新妻香織 委員

畠腹桂子 委員

羽田則男 委員

藤森英二 委員(代理出席:大内忠夫福島県市長会常務理事)

丸睦美 委員

皆川猛 委員

森芳信 委員

谷ヶ城隆 委員

山川充夫 委員

吉田勝男 委員

4 議 事

(1)福島県土地利用基本計画の変更について

(2)その他

5 提出資料

資料1－1 福島県土地利用基本計画の変更について

資料1－2 福島県土地利用基本計画の変更について(変更区域説明図)

資料2 報告事項等

(資料内訳)

2－1 国土利用計画法に基づく土地利用等届出受理件数

2－2 大規模開発事前協議等の受理状況

2－3 大規模(10ha以上)な隣地開発許可事案概要表

参考資料 土地利用基本計画について

資料3 重点施策体系・点検検討部会委員の指名について

資料4 「うつくしま21」重点施策体系点検検討状況(概要)

6 審議会概要(要旨)

■知事あいさつ(出納長)

知事は今日公務がありまして、出席できません。南会津郡に南会津町というのが誕生することになりまして、その合併する四町村が集まった町村合併の調印式に田島の方へ行っておりまして出席できませんので、私出納長の室井ですが、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆様には、非常にお忙しいところ、また、お寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

また、皆様には県政の進展のために、格別の御支援、御協力をいただいているところでございまして厚く御礼申し上げたいと思います。また、この度は当審議会の委員就任につきましてご快諾を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、現在我が国は三位一体の改革にみられますとおり、国と地方の関係のあり方も含めまして社会の様々な分野で新しいシステムづくりが進められております。県では平成十二年の十二月に「地球時代にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～」を基本目標といたします新長期総合計画「うつくしま21」を策定いたしまして、「いのち・人権・人格の尊重」、「自然との共生」など新しい世紀の価値観を基調とした社会を形成するための施策を展開してきたところであります。「うつくしま21」もまもなく中間年次を迎えますことから、少子高齢化の急速な進行などの社会経済情勢のさらなる変化に的確に対応するため、昨年九月、当審議会に重点施策体系の点検・見直しについて諮問いたしまして、現在ご検討をいただいているところであります。どうか皆様には、「美しいふくしま」の実現に向けて、引き続き活発な御審議をいただきますようお願いをいたします。

本日は、県民生活及び産業の基盤である県土の有効かつ適正な利用の確保に向けて、各種土地利用計画の調整機能を果たしております「福島県土地利用基本計画」の変更につきましてお諮りしたいと考えております。どうぞ率直な御意見を賜りますようお願いを申し上げまして冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

■新委員紹介

委員改選後初めての審議会のため委員名簿に基づき全員を紹介

■会長、副会長の選任

会長に鈴木浩委員、副会長に佐藤勝三委員、畠腹桂子委員を選任

■審議会長あいさつ

二年間これまで会長を務めさせていただきましたが、改めてまた会長に選ばれることになりました。先程冒頭あいさつありましたように、福島県というよりは日本全体が大きな変革の時代にあって、正直言うと私自身もうろたえるところがないわけではありません。三位一体改革の話も先程ありましたし、行財政だけではなくて、地域社会の問題、超少子高齢社会の問題、何を取り上げても私たちの身の回りは大変複雑な変化の中にはあります。そういう中で、二年前に就任する時にお話をしましたけども、私たち総合計画審議会というのは、県の諮問に対して、我々は県の側をむいて答申をするというばかりではなくて、県民と県との間に存在しているのが審議会の我々の役割かなと思って、できるだけ私たちが足元を、県民、県土全体見渡しながら県のいろいろな諮問にお答えする、こういうようなことについてぜひ進めていきたいということをお話申し上げました。

それで、過去二年の間にそういう要望を県当局にも受けとめていただき七つの地方、地域でそれぞれ現地の調査、あるいはそこでのヒアリングを展開してきたわけであります。こういうようなことを、さらに私ども進めていかなければいいなと思いながら、今改めて会長の任務を努めさせていただきたい、このように思っていますのでこれからもいろいろご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

■諮問(知事より審議会会长へ)

福島県土地利用基本計画の変更について(諮問)。

国土利用計画法第九条第十四項で準用する同条第十項の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の変更について貴審議会の意見を求めます。

■議題 福島県土地利用基本計画の変更について

【鈴木浩会長】

それでは、ここからは私が議事の進行を努めさせていただきます。ご協力お願いいたします。さっそくですが、今日の案件、議事次第に基づきまして進めさせていただきます。

先程、知事から諮問ありました議題一、福島県土地利用基本計画の変更についてであります。これについて、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。どうぞ。

【事務局(企画調整部土地調整参事)】

参考資料 土地利用基本計画について

資料1-1 福島県土地利用基本計画の変更について

資料1-2 福島県土地利用基本計画の変更について(変更区域説明図)
に基づき説明。

【会長】

ご説明ありがとうございました。今ご報告いただきましたように国土利用計画に関わる案件11件についてみなさんの審議にかけることにいたしたわけであります。順番を問いませんので皆さんの方でご質問やご意見がありましたら一括してお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。丸委員お願ひいたします。

【丸睦美委員】

今、見ていると森林とかの開発による縮小とかが聞かれたのですけれども、地域の利活用っていうのも重要かもしれません、やはり地球温暖化っていうのが問題になっているので、もう少しグローバル的な視野で緑を残す、また拡大とか、つくっていく方向を考えてほしいなと思うのですがその点についてお聞きしたいと思います。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。今のようなご意見をもうちょっとお尋ねしておいてから、もしあればですが、関連の、そして事務局の方からコメントいただきたいと思います。

どうぞ、國井さん。こちらにお願いします。

【國井常夫委員】

今のご意見と同じでありますけれども、非常にこういう地域がですね、これから良くなるということで、必要なことではあるのですけども、だんだんこう森林が少なくなってきた。私フランスに行ったらフランスでは今異常気象で森林を増やそうと国策でやっているわけですけども、日本ではまだまだその森林がすでに荒廃そして伐採した後も放置したままの森林っていうのがいっぱいあるんですね。ですからこの分を、こういうふうにして減る分についてもっともっと森林を整備していくかないとですね、地球温暖化、これから災害防止というのにやはり非常に問題が出てくるのではないかと思うのです。今回、環境税ということで、いろいろ森林整備ということで県も考えているということで私も非常にありがたいなと思いますけれども、要は、こないだある地域にいたらば、山の材料は売れますけども、そこに植えるお金がないし植えるだけの余裕がないから、もう植えませんから山の木はあげます、山をあげますっていうんですね。もう全然それだけ余裕がないというような時代ですからね、もっともっとこういうふうに森林がつくられるとあわせて、それ以上に荒れている森林をもっともっと整備してしていくようにしていかないとですね、この今の地球温暖化、そして環境問題に対応していくのではないかと思いますのでそちらの方もあわせて、私はお願いですが、やっていただきたいというふうに思います。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

大きくいうと、今の案件のうちの10の案件は森林地域の中で絶対的にある種の開発行為がすでに進められていて、そういう実態に即して変更してきた。その変更に対して、さて、どうしたものかという意見なのですが、何か事務局の方でコメントございましょうか。

お願ひします。

【事務局(森林計画参事)】

たしかに森林というものは、今、二酸化炭素の問題等で守らなければならないという話がございます。また、森林全体を守るということでございますけれども、その個人の森林をお持ちになっている方、それとも会社有になって開発をしたいという方いらっしゃいます。そうすると、根本的な話、いわゆる国有林とか県が持っている土地とかというものにそれ相当の制限がかけられることができます。しかしながらもうひとつ保安林というものがありまして、保安林というのは重要な森林は守らなければならぬということで、いろんな目的を持たせた森林を保護しているわけでございます。

ただ、この一般の森林につきましては、林地開発制度というものがございまして、許可制度となりますけれども、大くりでいいますと、その災害の防止に留意して、なつかつ水害の防止、水源の涵養、環境の保全という四つの要件を満たしたかたちであれば、許可しなければならないというようなことになっているわけであります。また、市町村等がやる場合については、同じような形で、その災害の防止・水害の防止・水源の涵養・環境の保全、そういうものがクリアされているかというかたちで連絡調整、許可に準ずる見方をさせてもらいますけれども、審査にあたってはなるべく現状の森林を守るように開発する森林最小限の面積になっているか、また、開発区域と隣接する区域の間に緩衝樹林帯を設けているかなどを審査し、最小限の面積で開発をお願いしますというようなかたちにしてございます。林地開発制度は、完全に森林が大事だからすべてだめということではなくて、基準を守るのでやらしてくれといった場合には許可しなければならないというようなことになってございます。ただし各基準には十分留意をしていただくということになっているわけでございます。

あと、もうひとつ國井委員の方からございました、現在の森林は大事なものであり、現在ある森林も荒れているのではないかと、そこに十分に配慮すべきという話でございますけれども、それらについても森林環境税というかたちで皆さま方からも広く薄くご負担いただきながら、残っている森林を有效地に活用し、皆さま方の生活に役立つような、そして未来の世代に引き継いでいくような森林にしていきたいということで、今新たな施策を組んでいるところでございます。以上でございます。

【会長】

はい。関連して、どうぞ。

【山川充夫委員】

今の議論からなのですけれども、今日の朝のニュースでもヨーロッパで排出権取引ということが本格的に始まるということですけれども、日本においても京都議定書との関係でこれだけのもの削減していくということになってくるわけですけれども、その場合に福島県、地方自治体のレベルですね、こういったことの国単位で来るということと、それからこれが地方自治体、福島県という単位で割り振られるということがそういう方向に議論が進んできているのかどうかということですね、それから同時にそのCO₂の問題の時に森林の保全の発達役割という時に、いったいどの程度ですね、この森林を保全していくということはどの程度それに貢献できるのかということあたりのなんかあの情報等ありましたらいただきたい、これがあの一点目です。

それから二点目は、資料の九ページのですね、整理番号8番のところで、住宅団地については何戸分譲しようと計画していて、いまのところ何戸建っているか、こういう話がでてきたのですが、工業団地つくられた場合、これはもう工場が進出してくる見込みがついているのかどうかとい

うあたりちょっと教えていただきたいと思いますが。

【会長】

大きくいうと二つご質問ありがとうございましたが、いかがですか。お答えいただけますか。
あの最初は排出規制の問題が県レベル、ようするに地方自治体レベルまで行動指針みたいなものをしていく傾向があるのかどうか、とういうご主旨のご質問のなんかありますか。
はい、どうぞ。

【事務局(森林計画参事)】

県単位に割り振られるかという話についてはちょっと私のセクションのほうでは了知しておりません。森林の受け持つのはどのくらいなのかというお話をございますけれども、6%削減しますよ、と説明しているわけでございます。京都議定書では、そのうち、森林で持つ分が3.9%持たせたいということです。国はそのように考えておりますが、今の施策のままでは2.9%しかいかないということで、2.9から3.9に上げるまでの施策を森林整備でやっていくということで今のところ考えているようでございます。次に、県単位の割り振りどうこうという話については今承知してございません。

【山川充夫委員】

おそらく、福島県は森林が占める割合が大きいということから、CO₂の排出ということに対してかなり吸収するという面で貢献できることがあるわけですので、その面での福島県の役割は大きいだろうということから、こういう、森林面積が減少していくというのはいかがなものかと。したがってもし減少せざるを得ない、そして森林の役割が果たす役割が大きいということであれば、それに変わる何らかの措置が必要であろうと。とすれば、これも前回の議論との関わりもあるのですけれどもいろいろこう荒れている森林を、ちゃんと整備していくということが排出権との関係の間で貢献できるのではないか、そんなふうに私ちょっとと思っているものですから、そういう面で積極的な、面積としては減少するかもしれないけれども、しかし、内実的なところでそれをカバーできるのだということあれば、そこはそこで議論しやすくなるのかなと思うものですから、その状況をちょっとお聞きしたいと思います。

【会長】

はい、では付け加えて。

【事務局(森林計画参事)】

付け加えて今の話でございますけれども、森林面積が排出権に関係するといわゆるCO₂の削減に関するという話でございますけれども、今の考え方では森林があればそれがCO₂の削減にカウントできるという話ではございません。今の考え方は、森林を的確な期間に整備をしたら、それを排出権削減の森林面積としてカウントしようという話でございまして、アマゾン辺りは手をつけない森林があるけれども、それが排出権に影響するかというと、今の計算手法ではたぶんならないのだろうと。そういう話でございます。

今先生おっしゃったようななかたちで森林を適切に整備をする、その面積がどれだけあるかということが、排出権、CO₂の削減のカウントにできる森林の大きなものになるのかなと。そこで本県

としても、間伐をするとか広葉樹林の受光伐や整理伐等を行う面積を上げていくことによって、森林の持つCO₂の削減量が増えるカウントになる、ということでございます。

あともうひとつのCO₂の削減のカウントでございますけれども、それらについてまだはっきりとしたものがございませんので、林野庁からそのそういうかたちでCO₂削減の計算をするにあたっての基礎的なデータをあつめるということで現在各県にいろんなパートをわけて委託調査しており、削減する場合にどのようなかたちでカウントするのかというものを整理しているところでございます。

【会長】

どうもありがとうございました。もう一件、団地開発における工場団地の進行状況、はい。

【事務局(土地調整参事)】

資料の九ページの計画図をご覧いただきたいと思います。今回の変更区域の下に若干道路がはいって森林区域から除いたあるところがございます。これがもともとの楢葉南工場団地でございまして、こちらが全部売れたということで十四年度にこちらを開発した。現在は半分ほど予約が入ったというような状況でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。はい、ほかに。どうぞ、新妻さんお願ひします。

【新妻香織委員】

先程土地利用計画の参考資料として、二ページのところで土地利用基本計画の変更パターンということで、変更する場合事前にこれを審議する場合と、開発等が行われた後変更するパターンと二つあるというご説明があったのですね。あの先程スライドを見ておりましてもうすっかり家など建っておりまして何を審議したらいいのだろうと。例えばあそこ森林であるから住宅地になっているけれども住宅地として認めませんと、森林のままで現況のままにしておきなさいと、例えば審議会でそうなったとしたらですね、あの家を取り壊してもう一度森林にするのかと、そうなるとこの審議会は何を審議するのんだろうと私なんかは思ってしまうのですね。それは事務手続き上こういうふうに段取りが、順番が別に遅れるということになってしまふのか、それともどういう段階でこの審議にかけられるのかとか、そういうことをちょっとお伺いできたらと思います。

【会長】

はい。今の点よろしくお願ひいたします。

【事務局(土地調整参事)】

はい、いずれも開発許可制度というのが絡んでまいります。で、開発許可制度というのは先程若干説明いたしましたが、現在森林であったものを所有権等を持って開発したいといった場合に森林法によって開発許可しなければならない、技術的な基準を満たせば許可しなくちゃいけない。で、じゃあ許可する段階でその段階で森林として外せばいいんではないかという議論が当然出てくるわけでございますけれども、森林法の規定によって開発をしたのできちんと工事が行われるかどうか確認をしなくてはいけない。そのためには森林法をかぶせておかなくちゃいけない。

森林法にある開発許可制度で許可したから、終わるまで森林法できちんと見るというのが原則でございます。で、その結果森林でなくなつた。で、森林地域というのはあくまでも現況がどうかということで実は判断しております。で、どうしてもシステム上後追いになってしまいます。

本来であればそんなものはこういうところにかけなければいいなというふうに実は我々も思うのですが、個別の森林地域の計画変更するには必ずこっちをいったん通せというかたちになっておりまして、そういう面で単なる事務処理でかけるということになってしまふので、先程現況を確認していただくことだということで申し上げたところでございます。国土利用計画ですべて森林法の許可でもなんでもかんでもできるというのであればいいのですけれども各個別法で対応していく、そのうえに新たに国土利用計画法という法律ができたものですから事前にできていた法律を除外することができなかつたということでこういうふうなシステムになってしまったということでご了承いただきたいと思います。

【山川充夫委員】

確か二年前私も同じような質問をした記憶があるのですが、結局の所こういうふうに変更する手続きというものには問題がなかつたよということをここでお墨付きを与えるという、こういうことだというふうにこの間理解をしたという記憶があります。したがつていままでその事務当局の方がいろいろな手続きをやっていたということについて確かに誤りはなかつたと、法的に誤りはなかつたということを確認するっていうのがこのここの役割っていうふうに私自身は理解をしたのですけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

【事務局(土地調整参事)】

基本的にはそういうことになると、結果としてなってしまうということでございます。

【会長】

新妻さんのご質問もそうだし、要は国土利用計画っていうのが計画としての意思がどこにあるのかということですね。たぶんそれは国の国土利用計画法そのものを、我々が我々の福島県土を守るためにの意思をどういうふうにこの国土利用計画法の中であるいは国土利用計画地方計画の中で実現するのかっていう議論を本格的にしないといけないということなのだと思うんですね。これは多分森林だけではなくて、いろいろなところでその土地利用転換が行われていて、後追いで見てこうなつちゃつたどうしようってあることが多いので、やっぱり県土を守るっていう意思をこの計画の中でどう実現していくのかということはこれから課題になっているなとつくづく僕も思います。あのしかし、今のところは実態にお話しされたとおりに動いているということですね。

他に何かございますか。あの事務局から。

【事務局(森林計画参事)】

事務局からちょっと追加でご説明させていただきますと、森林につきましては森林審議会というのがございます。それで大規模なもの、一ヶ所の開発行為にかかる面積が10ヘクタール以上に関わるもの、それにつきましては許可申請がでてきた時点では森林法に基づいて設置されている森林審議会に諮問をいたしましてやはりこのようなかたち、委員の先生方に集まつていただいて、その開発することについてのご意見をうかがつて、それで問題ないという場合に許可しております。

10ヘクタール以下のものにつきましては個別のもの一件一件を森林審議会に全て図るというわけにはまいりませんので、1ヘクタールを超えるのものについてはいわゆる行政、県のほうがチェックして、それでこういうふうにやりましたよ、ということで報告するというようなかたちで処理してございます。

【会長】

はい、どうもありがとうございます。

さて、他に何かご発言ございましょうか。

あの、なかなかグサッと我々の意見が通じないようなところあると思いますが、とにかく私申し上げましたように福島県土の中でもいろいろな立地だとか何か激しくこれからうごめいていて、でてくると思いますが、そういう最も基礎的な国土利用計画ですので、この計画にやっぱり県民の側の、県の側の意思をどういうふうに反映させていくのか、もし国の法律にそれなりのその弱点とかですね、課題があればやっぱりこういうところで議論してなんかしていく必要があるかなというふうに常々私も実は思っていて、内心じくじたる思いを持ちながら、この国土利用計画の議論に参加しております。いまご発言がありましたのでそういうことを踏まえまして、また事務局の方でもご検討いただきたくようにしていただきたいと思います。

他にこの案件で、はい、どうぞ。

【新妻香織委員】

あの今会長さんのお話に関連してなんですけれども、本当にあの許認可関係の資料を全部そろえて県はだされてしまうとそれに不備がなければ認可を下ろさなければいけないということになっていて、例えば産廃の埋め立て処分場とかですね、それからそういう土砂・土石を取るとかですねそういう特許をおろさなければ、裁判に訴えられて業務怠慢だと訴えられることになっているんですね。でやっぱりそれは、ほんとにそういう姿は正しいのかどうかといつも思っています。あの相馬市もほんとに今産業廃棄物の埋め立て処分場に計画二つ水源に持ち上がっているんです。そしてその水源という全く生きてく上で基本となるその水すら守れないのかという問題にもなってくるんですね。それだって書類さえ全部揃っていれば県は許可をおろさざるを得ないということになっているんですね。ですので、なんていうのでしょうかね、その最低限の県民の生活を保障することは、何とかカバーしていけるような条例なりなんなりをつくれないものかというのはいつも感じております。

資料2-2のところに、これは全然説明にはふれられてなかったのですがその大規模開発の計画の表がでているんですね。この土石・岩石の採掘っていうのがほんとに大きな開発の範囲になるんですね。でこれはあの私が今ちょっと話題にしたいのはですね、相馬の工業団地をつくるときに山を崩したんですね、でこれはここの時代に入っていないのですけれども、そうなるとですね、どういうことが起きたかというと山地、山脈のところに風穴が空いたようになってですね、冬場は常磐線が何度も強風で止まるのですよ。そういうことが起きるんですね。ほんとにあのこういった林地がね、住宅地になりましたっていうものとは全く違った、山がすっぽりなくなってしまうようなそういう開発などもあるんですね。ですので、そういう水源の保護とかそういう環境に大きな影響を与える開発とかはですねやっぱり何か大きく条例のようなもので規制をして認可が下りたから、書類が揃ったから、だから県はおろさなきやなりませんっていうような、そんな、なんていうのでしょうかね、ほんとにそういうどうしようもないシステムは変えてってほしいと思います。

【会長】

関連して。関連でいいですか。はい、國分委員お願ひします。

【國分俊江委員】

基本的な素朴な質問なのですけれども、この開発する時に、今環境アセスメントということも考えてこういう開発っていうのは書類の中には入っているのでしょうか。

【会長】

はい。ではそういうことも含めて関連質問が二つありました。事務局の方でどなたかお答えいただけましょうか。あの、資料2は多分後ほどご説明される予定なのかもしれません、これに関わってご意見いただきましたがいかがでしょうか。

それでは、はい。お願いします。

【事務局(土地調整参事)】

大規模開発等、いわゆる地域の住民の生活に支障を及ぼすものについての規制ということです。まずひとつは今の法体系がご存じのとおり、所有権絶対主義で、どちらかといえば持っている人がこうしたいものを認めるというような基準になっております。その中である程度の制限を設けてできるだけ生活環境に悪影響を与えないようにということでなっておりますけれども、現状はそういう状況でございますけれども、我々土地利用部門といたしましても問題意識はもってございます。

今、商工労働部では大規模小売店をどうしようかということでやっておりますけれども、基本的なそのような土地利用につきましてどうあるべきかということで検討を進めていきたいということを考えております。二年ぐらいかけてちょっと検討していく予定でありますけれども、若干予算もついたのでやっていけるかと思ったものです。あとアセスの方につきましては大規模なもののみアセスが必要であるということになっておりますので、今回出てきたような案件につきましてはアセスは要件としてかかるないというような状況でございます。

【会長】

よろしいですか、今一定要件以上の開発行為等につきましてはアセスメントが義務付けられているということで動いているということですね。それから、新妻さんの件は担当部局の方で向こう二年くらいかけてということですので、途中でまた声を大きくして言っていただければいいかなというふうに思います。

えっと、ほかにございませんでしょうか。はい、それではお願ひします。

【佐川綾子委員】

今森林の話題が大分出たのですけれども、それと合わせて農地で私この資料1-1の二ページ目にある参考のところで、昭和四十九年から平成十六年までの五地域の面積を見ていると毎年農業地域っていうのが確実に減っているのがすごい気になったのですね。それで毎年△印がついていて、あの、農業面積が減っているっていうところなのですね。今新地の例があったのですけれども、今写真、私新地に行ったことないので写真だけ見たところその駅前の景色なんかと

ても良くて、なんかこの景色を壊して宅地造成するのはどうなのかなと今写真を見ただけだったのですが、若干感じたとこだったのですけども。

今の時代だと輸入とかで農業の、私たちご飯食べていられるのですけれども、なんか日本の自給率今三割くらいしかなくて、輸入ストップしたら食べられなくなっちゃうような話もちょっと聞いたことあるのですね。それで子ども達とかに今「どんな将来の地域がいいの？」とか絵を描いてもらうと、だいたい今豊かな自然とか自分たちで作った作物を自分たちで取ろうって今すごい学校の教育がそういうふうになっているようで、とてもその農業を大事にする風潮になってきて、その子たちが大人になった時にもう農地が全部都市化されているっていうのは、私はとても危険だなというふうに感じているのです。で、そういう問題もあるので、すごいその農地を都市化していくつてことは、人口はそんなに変わらないのほんとにただ都市がひたすら広がっていくって農地がなくなっていくっていうふうになっていくのではないのかなと心配があるので、森林と合わせて農地っていう部分も合わせいろいろ法律も含めてご検討いただければなと思います。以上です。

【会長】

何かコメントございますか。はい、どうぞ。事務局の方から。

【事務局(農地利用調整参事)】

ただいま委員の方から毎年毎年農業地域が少なくなっているのではないかというようなことでございますが、農業を営む地域としてある部分と農地転用という部分が若干異なってございまして、確かに農業の振興を図る地域、これも小さくなっています。ただ、この中にはいろんな土地といいますか、山林原野を含んでおりますので。その中で農地の改廃、これが毎年最近ではだいたい200ヘクタール程度ございます。いわゆるバブルの頃から比べれば、かなり落ちてはございますけれども、転用の要望が強いというようなところもございますが。全体の中で農業を営んでいく中で支障になるようなものは転用させないという、こう基本的な原則はございますけれども、なかなか農振法もそうですが、抜け道といいますか、これが若干あるのではなかろうかというような感じはいたしております。いずれにしましても、農業の振興の妨げになるものは極力排除するという姿勢でのぞんでいきたいと思います。

それから、もうひとつあの新地町の駅前ということでございましたけれども、これは84ヘクタール全部宅地にすることっていうことではございません。これもあの資料にございますように11ヘクタールのうち農地の部分が7.4ありますということで、これが開発できないようにするためににはいうことがどうかということですけれども、やろうと思えばいわゆる虫食い的でもやれるような、そういう道というのもあるわけです。その中で、計画的に優良宅地というものをつくっていきましょうということであれば、スプロール化を、それを阻止しながら豊かな住環境を整備すると、あわせてまわりの環境も整備するということになるのかな、そのように考えております。

【会長】

あの経済行為として農業みたり工業みたりサービス業みていったら、いま日本では農業がたちゆかなくなりますわね。経済行為としてだけみたら、農業にいろいろな機能をおわせたり、期待をしたりするから農業を守られてはいけないという一方の流れがでてくるわけで、その力をもつともつとつけていかないと行政が農地をやめさせようといったわけじゃなくて、農業やっている地主さんたちだとかそういう人たちがここをなんとか都市化の波に洗ってもらえないだろうかという

期待感がある中で動いちゃっているわけですね。そのところをやっぱり大きな流れにしていかないといけないのだろうなというふうに思ったりします。

いろいろな課題が見えてくるわけですが、この国土利用基本計画に基づく11の案件につきましては他に何かございましょうか。いろいろなこの中から問題点だとか感想だとか皆さんお聞きして、これからのあるべき国土利用計画のあり方、それにある種の課題を投げかけていることは事実なのですけれども、先程どなたか整理していただきましたように、この審議会では一定の手続きに基づいてこういうふうに動いているということを追認するといいましょうか、そういうことでお認めいただくということになろうかと思います。なお、その大きな枠組みについて、ここ一、二年の検討するということも事務局の方からもお話ありましたので、そういうことを徐々に進めていくということで今回のこの案件につきましては一応ご提案通りということでおろしいでしょうか。いかがですか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

はい、あのそれではこの議題一につきましては、知事から諮問がありました皆さんのお手元に諮問内容お届けしておられると思いますが、福島県土地利用基本計画の変更については、これを適当と認めその旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

それではですね、そのように決定させていただきますが、この答申の文案につきましては私の方で一任させていただきたいと思いますが、それについてもご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

はい。では私の方で検討して事務局の方に、あるいは知事の方に答申をさせていただきたいと思います。

■議題 福島県土地利用基本計画の変更について

【会長】

その次に議事案件の二番、その他ですが事務局の方で何かございますか。
どうぞ。

【事務局(土地調整参事)】

資料2 報告事項等
に基づき説明

【会長】

はい、今ご報告いただきました三つの資料について、この場でもしご質問あれば承ります。よろしいでしょうか。

■重点施策体系点検検討部会委員の指名

【会長】

それではですね、次第の六番に移らせていただきましょう。重点施策体系点検・検討部会委員の指名について、これについて事務局の方からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

【事務局(計画評価参事)】

資料3 重点施策体系点検・検討部会委員の指名について
に基づき説明

【会長】

どうもありがとうございます。

今ありましたように、重点施策体系点検・検討部会の委員の任期が終わりましたので次の段階の部会を指名するということあります。今ご説明いただきましたように、この部会の委員八名については会長が指名するということですが、そのように私の方で指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】

木田都城子委員、國分俊江委員、佐川綾子委員、佐藤勝三委員、中山洋子委員、森芳信委員、谷ヶ城隆委員、鈴木浩委員の8名を指名

【会長】

せっかくですので、この重点施策体系点検、一体どういうことなのかということで、この「うつくしま21」の重点施策体系のこれまでの点検状況等について、事務局の方からご説明いただけると皆さんイメージしやすいのではないかでしょうか。お願ひしたいのですがよろしいですか。

お願いします。

【事務局(計画評価参事)】

資料4 「うつくしま21」重点施策体系点検状況(概要)
に基づき説明

【会長】

どうもありがとうございます。重点施策体系の点検・検討部会というのが、先程ご指名させていただきましたがさっそく来週あるそうであります。そんなわけでこの重点施策体系の点検作業はこれまでやってきたし、これからもしばらくこの点検をやっていくということなのですが、せっかくの機会です、今のご報告でお気づきになった点、なんかありますか。

どうぞ。

【丸睦美委員】

すいません。その中で、森林の持つ健康医学的機能の研究というところにちょっと興味があつたのですが、その、具体的にどう考えているのかっていうのがお聞きしたいのと、今、物質の時代から今度心の豊かさっていうことにいわれていますので、どの分野でも心の豊かさを考えていきたいというか、例えば育児をしていてもノウハウ的なことには答えが返ってくる、サービスセンターとかいろいろでいるのですけれども、ミルクの飲ませ方とかできているのだけれども、母親の不安とかそういうのを受けとめるのがちょっと足りないとか、また高齢化社会で一人暮らしのおじいさんおばあさんっていうのはいつ倒れるかっていう不安などもいつも持っていると思うのですが、心の豊かさっていうものを考えて進めていただきたいなと思いますけれど。

【会長】

検討部会の委員になった方々、よく今のような意見をふまえてこれから検討にはいっていきことにしましょう。他に何か。どうぞ。

【新妻委員】

あの環境審議会の方にもでているのでそこで言えばいいことなのかもしれないですが、ごみの問題ですね。去年、環境審議会の方で循環型推進条例というのをつくったのですね。それは資源を循環させていきましょうというものなのですけれども、国の施策で大型焼却炉を推進しなさいというのがあって、福島県もそれを推進しているわけですけども、全くこれは循環型社会と矛盾するものですね。大型焼却炉というのはごみがなければ使えないもので、ごみをかき集めて一ヵ所で燃やすものなのです。こういう矛盾するような推進を県の中ですいぶん推進していく、その推進するのを取りやめてほしいという申し入れなんかも私はしているのですけれども、そういうものもぜひチェックしていただきたいと思っております。

それから世界の潮流はですね、ゼロウェイストっていうことになっていまして、燃えるごみも埋めるごみもゼロにしましょうという2020年までにゼロにしましょうという取り組みが世界的に広がっています。日本では徳島県の上勝町だけがその宣言をしたのですね。実は相馬市でも今年中にゼロウェイスト宣言をしようということを画策しています。本当にこの焼却ってこと自体が日本のリサイクル技術を上げない原因になっているという、根本的な見直しからしていかなければいけないことなのですけれども、ぜひそういったことも考慮していただけたらなと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、國分さん。

【國分俊江委員】

新妻委員さんと内容かぶってしまうのですけれども、私も実際生ごみの堆肥化っていうことをやっている現場から申しますと県のやっていること、今片一方の方ではリサイクルしなさいよ、循環型社会を推進しなさいよっていうことで、そういうこと表向きでは声高に言っています。しかしこちらの方もみますと、廃棄物の抑制ということがありまして、口では循環型ですよとかいいながら実際の現場に行くと、これはうちにとっては資源なので循環したいのだからどうにかしたいと言つ

ても県の方では、いやこれはごみだ、だからそういう法律的なものっていうのは絡んでくるのですけれども、表向きでは循環だつてもかけの方では、すごく規制が厳しくなっている。規制するのは、いろんな方がいるので大事なのですけれども、そういう中での循環型っていうところに糸口、今の循環型推進条例ができているっていうこと、話聞きました、これは大変良いことだと思っていますので、そのへんの矛盾したところを、各、県の中の省庁の方でちゃんと整合性というか調整を取ってリサイクルを、環境によく、そしてリサイクルを推進できるような方向にぜひ、協力していただきたいなあということがひとつお願いとしてあります。

【会長】

はい。来週とにかく重点施策検討部会がありますので、そのときに改めて今の関係部局の方々にそういう方向性で製法制をとるような体制が組めるかどうか、あるいは組んでいただきたいということでご協力を得るような議論を進めていきたいなというふうに思います。

時間がだいぶ経過しましたが、ぜひともという方おられましょうか。よろしいですか。要するに、うつくしま21の総合計画の中間段階になってその見直しを今やっている精力的にその重点施策体系の検討に入るという、昨年度から始めているわけですが、改めて今のようなご意見をふまえながらですね、新しい後期の、といいますか、総合計画の展開方向を見定めていきたいというのが県のご主旨のようですし、我々の審議会の方でも、できるだけこの点に本格的ですね、立ち向かって行きたいなと思いますので委員の方々にもいろいろご協力いただくかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

その他に何かその他ということですが、何かありますか。

はい、どうぞ。

【事務局(計画評価参事)】

今後の日程でございます。先程十ページでご説明しましたが、点検・検討部会につきましては来週二月十日木曜日一時半からサンルートプラザの方で開催する予定にいたしております。また、次回の審議会につきましては、三月二十四日の木曜日に開催を予定いたしておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。それぞれ全体の審議会、それから部会のスケジュールがいまご報告ありましたので、それぞれ日程の確保をご協力お願いいたします。それでは、特にないようでしたらこれで終わりたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。